平成２７年（フ）第２７９号
埼玉県熊谷市中央２丁目287番地　コーポエスティー101号
債務者　井戸　愛子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２１７号
静岡県富士市原田1418番地の５
債務者　鈴木　和徳
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７６２号
愛知県津島市牛田町字杁先66番地２
債務者　出口　　猛
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７号
三重県松阪市五反田町１丁目1219番地１　８号
債務者　橋本政子こと　金　　政玉
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１６４０号
福岡市南区三宅１丁目14番19号
債務者　山浦　博子（旧姓角）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４３号
福岡市西区生の松原３丁目20番10号
債務者　谷田あけみ
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５１号
福岡市早良区飯倉６丁目19番６―102号
債務者　水谷　佳隆
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５９号
福岡市早良区内野１丁目９番34―208号
債務者　高村　清一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６７号
福岡市東区香椎駅前３丁目23番７号
債務者　高島久美子（旧姓井手本）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７１号
福岡市南区老司１丁目26番６―206号
債務者　西村　二重
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７６号
福岡市城南区南片江３丁目16番17―203号
債務者　志水　太郎
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８０号
福岡県朝倉市杷木林田632番地２　林田東団地２―３号
債務者　江田　李菜
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８１号
福岡市博多区千代２丁目21番１―1003号
債務者　吉川　一正
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８３号
福岡市南区若久６丁目19番２号
債務者　牧尾　浩一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０号
長崎県諫早市幸町６番12号　前田荘３号、前住所長崎県諫早市幸町20番１号　佐藤アパート203号
債務者　東原　勝美
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
鹿児島県鹿児島市南郡元町28番２号（紫苑ハイツ306号）
債務者　竹之下武一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係